

○学校法人東京経済大学役員退任慰労金に関する内規

1978年3月31日

制定

(目的)

第1条 学校法人東京経済大学役員（理事及び監事）の退任に際しては、この内規により退任慰労金を贈る。

(基準額等)

第2条 役員退任慰労金は在任1年につき退任時の報酬の20%を基準額とし、基準額に在任年数を乗じて得た額とする。ただし、在任期間に1年に満たない部分があるときは月計算による。

(理事長)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長として在任した期間についての退任慰労金は、在任1年につき退任時の報酬の10%を基準額とする。ただし、在任期間に1年に満たない部分があるときは月計算による。

(常務理事)

第4条 第2条の規定にかかわらず、寄附行為第7条第1項第5号及び第6号の定めにより選任された理事が、常務理事として在任した期間についての退任慰労金は、在任1年につき退任時の報酬の10%を基準額とする。ただし、在任期間に1年に満たない部分があるときは月計算による。

(学長)

第5条 第2条の規定にかかわらず、学長（理事）の退任慰労金は、別に定める。

(加減)

第6条 前条までの各条の退任慰労金は理事会で特に必要を認めるときは、その決議により加算又は減額することができる。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会が行う。

付 則

- 1 この内規は、1978年（昭和53年）3月31日から施行する。
- 2 現常務理事の退任慰労金の算定は、学長に準じて扱う。

付 則

この内規は、1980年（昭和55年）10月1日から改正施行する。

付 則

この内規は、1994年（平成6年）4月1日から改正施行する。

付 則

この内規は、1997年（平成9年）2月19日から改正施行する。

付 則

- 1 この内規は、2006年（平成18年）1月26日から改正施行する。
- 2 この内規は、2005年（平成17年）6月1日以降に就任した役員から適用し、それ以前の役員については、改正以前の内規の定めるところによる。ただし、常務理事については、2005年（平成17年）4月1日以降に就任した役員から適用する。

付 則

この内規は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。ただし、改正施行日の前日以前の役員在任期間の退任慰労金の額の計算は、なお従前の例による。